

農 林 水 産 委 員 会

- 1 期 日 平成20年12月12日（金）
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 出席委員 委員長 宮 政利
副委員長 沖井 純
委 員 高木昭夫、河井案里、小林秀矩、大井哲郎、芝 清、
田辺直史、山崎正博、小島敏文、檜山俊宏

4 欠席委員 なし

5 出席説明員

[農林水産局]

農林水産局長、総務管理部長、農林水産総務課長、農業活性化推進課長、団体検査課長、農水産振興部長、農業技術課長、農業経営課長、
農産課長、畜産課長、水産課長、農林整備部長、技術総括監、農林整備管理課長、農業基盤課長、林業課長、森林保全課長

6 付託議案

- (1) 県第92号議案 平成20年度広島県一般会計補正予算（第3号）中所管事項
- (2) 県第126号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- (3) 追県第15号議案 平成20年度広島県一般会計補正予算（第4号）中所管事項
- (4) 追県第16号議案 平成20年度広島県県営林事業費特別会計補正予算（第1号）

7 報告事項

- (1) 広島県立農業技術大学校の専修学校化について
- (2) かきの生産・出荷状況について

8 会議の概要

- (1) 開会 午前10時34分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 付託議案

県第92号議案「平成20年度広島県一般会計補正予算（第3号）中所管事項」外3件を議題とした。

- (4) 付託議案に関する質疑・応答

○質疑（高木委員） 農林水産業費の補正予算について、第5項の低コスト林業団地推進費の内容をお尋ねしたいと思います。

補正予算としての低コスト林業団地推進事業が、国の緊急総合対策の一つとして提案されておりますが、内容的には県産材のチップを安定的に供給するための施設整備助成となっております。まず、そもそもなぜ、この事業が国の緊急総合対策として位置づけられたのか、その辺の説明をお願いいたします。

○答弁（林業課長） 木材産業分野におきまして、世界的な木材チップの需要の逼迫や

原油価格の高騰の影響を配慮し、緊急総合対策と位置づけられております。

今回、需要が増加している国産材チップ供給のための木材チップ製造施設の整備に対して支援を行うものでございます。

○質疑（高木委員） この補助対象は、低質材などから製紙用のチップを製造するという
ことで、木製チップの製造機械ということになっていますが、低質材ということ
についてはどのように理解すればよろしいのでしょうか。

○答弁（林業課長） 低質材とは、伐採したときに出ます製材用に適さない、製材用機
械が処理できない細い木とか大きく曲がった木のことでございます。

○質疑（高木委員） そういうことでありますと、施設整備をするということ、これ
まで山へ捨てられていた材木を有効利用することになるということ、非常にいい
ことだというふうに思います。

また、集落の里山では、特にことしはイノシシの被害が非常にたくさん出たので
すが、これは山が荒れたからではなくて、山が人の住むところへ来てしまったとい
うことが原因だと私は思っております。そういう里山の整備については、そこで出
た木が有効にお金になれば、より整備もしやすいというふうに思うのであります。

そういったことも含めて、こういう低質材を大量に供給しないと事業としては成
り立たないと思いますが、そこら辺の手当てということについては、県としてどう
いうふうにお考えでしょうか。

○答弁（林業課長） 委員がおっしゃるように、チップ製造施設の需要拡大に応じた供
給量の確保が必要になると考えています。そういうことに関しまして、未利用の間
伐材を建築用材と一体的にといいますか、別々に出すとコストがかかるので、一緒
に搬出することによってコストを下げ、それとプラスで供給量を安定的に確保す
る計画としております。

それから、今回対象の事業主体でございますけれども、みずからも積極的に木材
を伐採、搬出している素材生産業者でございますが、それに加えまして、他の素材
生産業者と連携して木材生産を行っておられますので、全国の木材産業の活性化に
も資するものと考えております。

○質疑（高木委員） この事業は国の3分の1補助ということですが、県として
も、気持ち的にはお助けしたいということでありましようけれども、現実に幾らか
でも補助を上乗せしようという気はないのでしょうか。

○答弁（林業課長） そのことにつきましては、今のところ予定はしておりません。

○要望（高木委員） 先ほども言いましたように、里山の整備等を考えますと、非常
に有効な事業だと思います。国としては今年度限りと聞いておりますが、これから
も多分、同じような事業をやられるのではないかと思います。それにあわせて県とし
てもまた、中山間地域の集落を守るという立場も踏まえて検討していただければと
思います。

それから、これまで森林整備事業は基本的には森林組合の方で行ってこられたわ

けですが、今回、民間の生産業者がこういう事業をやられ、それに対して国費が投入されるということで、大変有意義なことだと思います。予算計上したということは、県としても先ほどありましたように、この事業を評価されているというふうに思います。今後も民間事業者が算入できるような御支援、御配慮をいただくようお願いして終わります。

○質疑（田辺委員） 今回、五日市漁港フィッシャリーナに係る指定管理者の指定について付託されています。

前回、9月定例会において使用料の徴収に関する処分についての異議申立てについて諮問がありました。本委員会の意見としては、全会一致をもって棄却すべきであると決定したところですが、その後どのようなになっているのか。

今回の本会議でも100年に1度の危機的状況という話がありました。つくっているときと、数カ月前と、きょう現在とでは状況が違うと思うのです。ここにいる人は、そのあらしの中にだれもいない。だれも首を切られるとか、雇用とめとか、そういう雰囲気はない。ここにいる人は、いろいろ言っているけれども、今回のいろいろな給料の問題もあるけれども、今のそういう世間の寒風にさらされている人はいないです。新聞社の場合は、企業がだめになり広告収入がなくなると、100年に1度ですから、ひょっとすれば、企業の倒産ということも起こり得るかもしれない。だけど、我々は言葉では言うけれども、ここにいる人はだれも関係ない。このフィッシャリーナと関係ないことを言っているようですが、その後の経過はどうなっているのか、報告をいただきたい。前回、募集するとかいろいろ言われましたので、募集状況等その辺の結果をお聞きしたいと思います。

○答弁（水産課長） まず、その後の経過について簡単に説明させていただきます。

9月定例会において、棄却することが妥当であるとの議決をいただきました後、10月9日に異議申立人に対して異議申立ての棄却決定書を送付いたしました。その後、10月28日、29日に異議申立人を対象とした棄却決定に関する県の考え方について説明会を開催しております。

この説明会には対象者63名のうち、2日間で延べ9名の方が出席され、異議申立書に書かれている使用料に土地造成費が含まれていることなどについて、意見や質問があったところでございます。

この説明会以降、11月に入りまして利用者の会からこの件について提訴するといった文書をフィッシャリーナ利用者に配付したようですが、その後の動きについては、現在まではございません。

それと、入艇状況等でございますが、入艇状況の促進の取り組みとしまして、愛称の募集を行いました。全国から249件の応募がありまして、審査の結果、呉市在住の方の「五日市メープルマリーナ」に決定いたしました。

また、愛称の募集とあわせまして、海上施設の新規募集を10月から実施し、県の広報紙などへの掲載やイベントでのPR等を行いました。現在、新規入艇者は、海

上が9艇、陸上が20艇、合計29艇となっており、全体の入艇者数は海上施設で223艇、陸上施設55艇、計278艇となっております。入艇率としましては、39.5%となっております。

このように入艇者数は増加しているものの、入艇率が低調なことから、今後さらに県と指定管理者で連携しながらPR活動に努め、入艇促進を図ってまいりたいと考えております。

○質疑（田辺委員） この施設は、不法係留をなくすということで、とめるところがないからと居直られてはいけないから、税金を投入してつくった。プレジャーボートなどは裕福な方が使用する。庶民から見れば、いいなとなる。こういう不景気になって、施設はつくったけれども、不法状態をそのままにしておいて、入艇も少ないといったら、何のためにつくったのかという根幹が問われてしまうと思うのです。不法を取り締まるのは県警なのか、海上保安庁なのかわかりませんが、そういうところと連携して取り締まらないと、つくるだけが目的であったのかということになる。税金を投入してまでつくったので、不法状態を解消しないと、何のためにつくったのかということになる。不法状態はなくなっていないわけでしょう。これはちゃんと取り締まりをしないといけない。不法状態だからつくったけれども、不法状態をほったらかしというのは、ちょっと理屈に合わないのではないかと思います。

前も言いましたけれども、100年に1度の経済状況で、よほど景気がよくならない限り、船を買う人はいないと思うのです。そういうことを踏まえると、赤字を残さないため、これだけの経費がかかったから、これだけでやるというのは、お役所的な仕事だと思う。産業団地もそうなのですけれども、僕はほっておくことが一番罪だと思っていますから、やはり世の風も感じながらやって、状況に合わせてここを埋めるということが大事ではないかと思うのです。

それと、どうしても金額がと言うのなら、金額を下げる。民間のマンションはそういうことをやるわけです。公だから何もないかもしれないけれども、何もせずに抱えておくこと自体が民間であれば大変なことになるわけです。そういう民間の発想を取り入れようというのが、今、時代の流れですから、ぜひ不法を取り締まり、料金についても、こういう100年に1度の状況が生まれたのだから、つくったときと今は違うというような観点から決断をしないと大変なことになる。何もメリットがなかったということになるのではないかと思いますので、この点についてお伺いします。

○答弁（水産課長） まず、不法係留についてでございますが、昨年10月に広島地域の重点放置禁止区域を拡大した後、放置艇所有者に対して国、県の水域管理者が連携し、放置艇の撤去を指導してまいりました。

このうち、港湾、漁港の管理者が指導しております区域においては、昨年10月現在で確認された放置艇約160隻のうち70隻の減少が確認されております。放置艇の撤去につきましては、今後、広島海上保安部と連携した撤去指導の強化を図るとも

に、最終的には行政代執行を視野に入れ、継続して対応を行っていきたいと考えております。

なお、この放置禁止区域以外には、まだ多数のプレジャーボートも係留されており、順次禁止区域の拡大を図ることで係留施設への入艇が促進されるものと考えております。

利用料の金額等につきましては、まず利用促進、入艇者の増加を図ることが大事だと考えておりますので、利用料についての検討はまだ行っておりません。

○質疑（大井委員） 追加提案事項について質問させていただきます。

今回の定例会で職員の地域手当を増額する改正条例とその他の補正予算が追加提案されました。人事委員会からの勧告を受け、職員団体との交渉の結果、勧告どおりの改定を行うとしております。

今の経済状況は、極めて深刻なものがあって、地元大手企業でも大量の派遣労働者の雇用契約が打ち切られて、昨日も我々の先輩議員の方から労働行政について質問がなされました。その答弁をここに持っていますけれども、そういう中で、正社員も例外ではなく、今後の厳しいリストラが予想されるなど、地域経済全体に大変大きな影響を与えているように思います。さらに言えば、県では現在、財政再建に向けて全職員、県議会議員も含めて懸命な努力を行っている。そんな中で、来年度も大幅な税の減収が確実に予想される状況下にあります。こうした時期に、なぜ職員給与の増額をしなければならないのか。県民から見ても、なぜこの時期に増額なのか全く理解できない、公務員はまるで世の中の動きは見えていないと、厳しい批判がなされるのではないかと大変危惧しております。人事委員会からの勧告とはいえ、なぜ増額の決定を行おうとされているのか、また、経済情勢を見て、せめて実施を先延ばしということは考えられなかったのか、お答えをお願いいたします。

○答弁（農林水産総務課長） 今回、地域手当の改定ということで、本委員会でございますと、約1,300万円余りの給与の増額の補正をお願いしているところであります。

今回の給与改定でございますけれども、人事委員会勧告という制度がございます。人事委員会勧告と申しますのは、皆さんも御存じと思いますが、労働基本権の制約の中での代償措置ということで、それが勧告制度であろうと思います。したがって、まずこういった勧告制度につきましては、最大限、尊重すべきものであるというふうに、私どもは認識させていただいております。

今回の改定でございますけれども、4月1日時点で公民の較差を毎年調査しており、20年4月1日時点における公民較差の解消を図るということで、本年度の人事委員会勧告に基づきまして、4月にさかのぼって行うということになっております。もちろん、厳しい財政状況の中で、本県におきましては、これまでも平成11年度以降、長期にわたりまして、昇給延伸あるいは給与カット等の給与抑制措置を実施している状況もございます。そういう中で、先ほど申し上げましたように、人事委員会勧告制度の趣旨を考えまして、今回、勧告どおり支給割合を4月に設定して改定

をさせていただきたいということでございます。

○要望（大井委員） このことは、制度上やむを得ないことだと、我々も理解はしております。ただ、時期が悪いということだけ私は言っておきたいのです。我々は県民の負託を受けて議会に出させていただき、その中で、こういうことを我々が県民に報告するときに、本当に理解が得られるのかということを見ると、やはりもうちょっと、県行政の置かれている状況を十分に説明していただかなければならないだろうというように思います。ですから、県民の理解がきちんと得られるように、十分な説明がなされるよう強く要望して質問を終わらせていただきます。

○要望（小島委員） 関連ですが、追加提案されました追県第15号議案と追県第16号議案につきましては、分離採決をお願いいたします。その理由は、今、大井委員からも話があったように、毎年追加予算というのがずっと出てくるのです。要するに、本会議を開会しておいて、それまでに我々は提案理由を何度か聞きまして、ずっと追加でしょう。職員の給料を上げてはいけないとは言わないけれども、やはり今話があったように、我々が審議する、議論する時間はないわけです。これが一点、私はあると思うのです。

これはことしもですけれども、過去も何回かあったのですが、余り厳しくは考えなかったけれども、要するに、ここまで状況が悪くなってくると、景気が悪いから、何とか少しでも金をつくって公共事業をやってあげてくれというのが、我々議員の意見です。ところが、国の方の4月の保留等があったものですから、9月補正ではたしか4億数千万円を財政調整基金の方で積んだはずですが。これは土木の方ですけれども、要するに土木は向こう何年間で公共事業を削減するシーリングをして、そして農林も一生懸命そのシーリングを守って、いわゆる農業土木などが事業を削っているのです。削って予算を組んでいるのに、また今度は9月に、認証額が変わりましたからというので、残った金は使わずに積んでしまう。これでは、こういう不況の中で、みんながあっふあっふ言っているときに、県の姿勢として、我々はこういうふうに頑張っていますということが見えないし、県議会議員は有権者へそのことが訴えられない。我々は非常にそこらを不満に思っているのです。

そういう中であって、職員組合との交渉の時間がなかったという答弁が、当然返ってきた。10月6日に人事委員会が発表しておいて、2カ月もあってこの定例会ということになれば、即、職員組合と交渉してもよかったと僕は思うのです。それがテクニックかどうかわからないけれども、こう審議できないような格好で出てくることは非常に不満があります。もっと申し上げれば、来年4月からは時短です。7時間45分の勤務時間ということで、15分間短縮です。これは給料換算で3%だそうで、実は、実質給料が上がるのです。結局、そのことは口をぬぐってという格好でしょう。だから、給料を上げてはいけないとは言わないが、余りにもテクニックの度が過ぎると思う。したがって、この件について、委員長、分離採決をひとつお願いいたします。

○意見（田辺委員） 県民から見れば、公務員も県議会議員も一緒に、県議会議員も強がりと言うのなら、定数を1割ぐらい削減してから物を言えという気持ちもあるのではないかと思うので、まず、そういう野暮な県議会議員も中途半端ではなくてそれぐらい自分がやったら県民も納得するでしょう。

○要望（河井委員） 私も大井委員、小島委員と同意見でございますが、知事の本会議冒頭での提案理由説明の中で、来年からさらに経済状況が非常に悪くなるから、財政的にもより引き締めを図っているというようなことを言っておられましたので、私は、今回出てきた職員給与の提案事項というのは、そういう意味では知事の方針と一致したものではないのではないかと考えております。

おっしゃるように、人事委員会勧告というのは、4月のデータをもとに勧告されるということでございますが、それはつまり、こういった非常に急激に経済状況が変化することに対応していないわけですので、私は今回の勧告は例外として適応し得るのではないのかというふうに考えます。

主なことは、大井委員と小島委員がおっしゃいましたけれども、やはり職員の皆さんはどういうふうに県民に説明をされるのか、納得されるような説明をしてほしいということをおっしゃいましたけれども、私は内心、納得は得られないのではないかと考えているのです。これはもともと総務の関係でございますので、各局でお考えになるものなのか私はよくわかりませんが、やはりそういったことを念頭に置いていただきたいというのが要望でございます。

(5) 表決

追県第15号議案及び追県第16号議案 … 原案可決 … 可否同数により委員長裁決
県第92号議案及び県第126号議案 … 原案可決 … 全会一致

(6) 一般所管事項に関する質疑・応答

○質疑（高木委員） 農業技術大学校のことですが、これほどいいことがいっぱいあるということでしたら、なぜ今まで専修学校にしてこなかったのかという気がしますのと、所管は農林水産局のままなのですか。

○答弁（農業技術課長） なぜもっと早くしなかったのかという御質問ですが、この大学校というのは学校教育法に基づいて設置が認められるものでして、平成16年に全国で規制緩和ということが叫ばれた時期に、初めて文部科学省と農林水産省が、県立の大学校についても一定の水準を満たしておれば専修学校化が可能であるというような見解を示されました。私どもは、その情報を受けまして先進地へ行ってみたり、その後の情勢をずっと把握しておりました。平成16年には全国42校中1校で、その次の年に5校、その次の年に4校と推移し、昨年では19校、現在では25校になって過半を超えたような状況になったということです。

その中で、情報収集はしっかり努めていたのですけれども、今後の展開のことを考えると、今、各県で大学校の連携を図ろうというような発想を持っております。その中で、各県が同じ格付にある専修学校化をすれば、より相互に研修の単位が互

換できるような発想もできます。そういったメリットも生まれてまいりますので、それらを総合的に勘案して、このたび説明させていただくということに至ったわけです。

所管は、今までどおり農林水産局になります。

○質疑（小林委員） 今の関連ですが、専修学校化していくということで、課長の冒頭の説明で、定員割れを随分起こしてきたから、それをやっていくのだと言われましたが、私はちょっと違うと思うのです。やはり、農業系のエキスパートを育てていくことが視点、原点にないと、学校運営のためという意味で、2年前から専修学校化に取り組んできたのではないと僕は思うのですが、それはどうですか。

○答弁（農業技術課長） 今までの大学校といいますと、農業後継者の育成機関ということで、個別の農業経営者の後継者育成とか、農業法人の構成員の養成機関という位置づけが強かったということは否めないと思います。

現在、県で活性化行動計画を推進している中で、集落法人の育成とか農業外企業の参入について、しっかりと今、進行しているところで、将来にはそこへ向けて農業のプロになる後継者を養成していくという機関としての位置づけを持っておりませんので、ただ専修化というのが入学者対策だけということではございません。一つの魅力づくりということで、今回、専修学校化をさせていただくということがございます。

○意見・質疑（小林委員） ぜひとも魂を持って運営をしていただきたいというふうに思いますし、当然、専修学校化については我々もウエルカムであるということはおわかっていただき、ぜひとも頑張ってくださいという意見を述べておきます。

それと、畜産部門と家畜保健衛生所を一緒にするということですが、これはほかの委員会へ付託されていますから一般所管で質問しますけれども、どういう背景があって、どういう理由があってというのは書いてあるわけですが、実際にどういう目的でそういうふうにしていこうとされたのか、ちょっと御意見を伺いたいと思います。

○答弁（畜産課長） 新しく組織しようとしたしております畜産事務所につきましては、今回、地方機関の全体的な再編が行われるということも踏まえまして、畜産の生産構造改革を今、重点として取り組んでおりますけれども、その目標を早急に実現するため、農林局農村振興課の畜産部門と家畜保健衛生所というものを統合いたしまして、畜産関係職員が一体となって総合力を発揮し、確実に成果を発揮できる体制を確保するという、それから、高病原性鳥インフルエンザなど家畜の伝染病の危機管理体制の強化という中で、県民の食の安全・安心を確保するための組織体制を構築していくという考えから、畜産行政を効果的かつ効率的に推進できる組織に再編してまいりたいと考えております。

○質疑（小林委員） 当然、メリットがあるのであって、その目的の達成のために、この辺はちょっと心配であるということは恐らく言われたいとは思いますが、こうや

っていくのだという決意が何本柱かあると思いますけれども、ちょっとその辺をお聞かせ願いたいと思います。

○答弁（畜産課長） 先ほども申し上げましたように、現在、我々は重点的に畜産の構造改革、特に広島牛の生産構造改革を進めて、危機的状況にあります広島牛の生産基盤を昔のような盛んな産業にしていこうということで頑張っております。そういった中で、今回一緒になります畜産関係職員がそういった意識改革を十分にいたしまして、みんなが力を合わせてその目的を達成できるように頑張っていきたいというふうに考えております。

○意見・質疑（小林委員） 今まで別であった部分が一緒になってくると最初はしっかりこない部分があると思いますが、ぜひとも、早期に気持ちを一つにして進めるよう、広島県の畜産について成果が上がったという状態をつくり出していきたいという意見を申し添えておきます。

次に、先月の終わりに新聞発表で農林水産省が農地法に触れたような記事を載せておりますが、要するに耕作放棄地を減少し、大規模で安定的な日本の農業を生み出すために借地を自由化させる、農地借地を自由化させて、大企業のためにそれをやっていくのだというような記事が載っていたわけですが、その改正内容についてどこまで掌握されているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○答弁（農業経営課長） 委員御指摘のように、政府の経済財政諮問会議におきまして12月3日に石破農林水産大臣が農地改革プランを説明されております。これによりますと、農業生産・経営の基礎的な資源である農地の確保と有効利用をねらいとして、新たな方針が示されております。これには2点あると考えております。

まず1点目は、農地転用規制の厳格化というふうなことをうたわれております。具体的には、現在許可不要となっております病院、学校等の公共施設についても許可制にするということや、農業振興地域の農用地区域内の優良農地を確保すること等が示されております。

2点目は、農地の権利者は農業生産を通じて適正かつ効率的に利用する法的な責務を負うことを前提として、所有にかかわらず、適切な利用が図られることを基本とする制度で再構築しようと考えておられるようです。具体的には、委員の御指摘にありましたように、一般企業が農地の貸し借りによって農業参入する場合の現在の要件を緩和すること、それから、農地法に規定しております農業生産法人への一般企業の出資制限を緩和して、食品関連事業者等が出資しやすくすること等を通じまして、農地の利用を促進することとしております。また、具体的に施策展開の中では担い手への農地の面的集積を促進するための仕組みを全市町村に導入すること等を検討されているようです。具体的な詳細はまだわかりませんが、以上の改革につきまして、次期通常国会に関連法案が提出される予定であるというふうにお聞きしております。

○質疑（小林委員） 一番危惧しているのは、商業ではありませんが大店舗法によって

大型店舗が田舎へ入ってくる、そうしたら、市街地の商店街はシャッター通りになってしまう。農業も同じだと思うのです。農林水産省が全然関係のない経済財政諮問会議、日本をがたがたにした経済財政諮問会議へ持って行って諮って、経済財政諮問会議によって方向性を出していくという、本当にその中には農業団体は一つもないというような状況の中で決めてしまう。あくまでも企業優先の、大企業優先のための法案を通して、不動産業はがたがただから、リースにおいても不動産業を入れていく。そのような状況の中で政府は、本当にしなくてはいけない農業の中身の議論を全然しないまま、またフレームだけをつくっていく。非常に危険性を帯びていると私は思う。中身の議論をしてからフレームをつくれということをしっかりとやらないと大変なことになる。我々も言いますが、ぜひとも、その辺を政府へ強く言ってもらいたい。

事例を挙げると、立地企業が安浦の土地を2～3億円で整備させて、このようなものは要らないと言って北広島町の団地へ行って、別の企業が要るようになったから、また云々と。大企業というのは信用できないのです。何で県は訴訟を起こさないのかと、僕は思っています。向こうの都合で要らないようになったから、欲しいところを変えてくれ、そんなことをまた認めている県もおかしいと思う。中身を検討して云々ということを、ぜひとも国の方へ強く要望してほしい。今、我が県では集落型の農業法人とか、地場に起因するような企業の企業外参入を進めておりますけれども、農地法が、そのような状況になってくると、どういう悪影響が出てくるのか、その点ちょっとお答え願いたいと思います。

○答弁（農業活性化推進課長） 今回の農地改革プランでございますが、これによりまして、今、委員から、悪影響とお話ございましたが、中には長期の賃貸ができることになりまして、それによりまして、例えば集落法人につきましては農地の長期の賃貸借制度を活用いたしまして、水田の畦畔の除去とか、園芸作物導入の方は施設整備に取り組みやすくなるかと考えております。これによりまして、集落法人の経営の安定化に寄与するというふうに考えております。

また、次の農業外企業の参入につきましては、先ほど農業経営課長が申しましたように、ある程度のまとまった農地を確保することができるようになるわけでございますので、特に農地の面的集積の促進とか、農地の貸し借りを促進する制度の見直しによりまして、農地の賃貸の一元管理とか農地情報の共有化などの仕組みを整えば、企業の農地情報の確保が容易になりまして、さらに農業生産法人への出資制限の緩和がございましたら、農業外企業の農業参入が促進されるというふうに考えております。

しかしながら、私どもも農業外企業の参入につきましては、地域の育成に影響いたしますから、収益性の高い農畜産物の選択によりまして、地域農業との連携を図るなど、地域の農業の振興策に沿った企業の農業参入を推進しているところでございます。このため、委員御指摘のような外部からの大企業の参入ということだけで

はございませんが、いろいろな企業が参入するに当たりまして、市町や農業団体などが中心になって組織します農業の地域戦略組織におきまして明確な産地ビジョンを描いて、その中での取り組みとして参入を進めてまいりたいというふうに考えております。

○要望（小林委員） 最後に意見だけ言うておきますが、経済財政諮問会議で、競争力を強化するという言い方をしております。何が競争力を強化するのですか。例えば、オーストラリアの一農家が1万ヘクタールを持っているのと八反百姓の日本とが、当然競争できるわけがないのです。だから、そういうふうにしなさいと言っても、WTOの行き先によっては、本当に日本の農業が物すごくたがたになっていこうとしている中で、企業的発想の農村、農業も何もわからない人間が考えるような状況をつくり出そうとしている。私はそこに非常に危険性があるというふうに思っていますので、とにかく国家は農業の柱を立てること、中身の議論を先にするということをしつかりと言ってください。よろしく申し上げます。

○質疑（大井委員） 先般、私が質問しました中国船籍の船によるカキの被害状況がかなり把握できていると思いますので、それがどのぐらいの被害でどうだったのかという状況がわかれば、わかる程度でいいですから、御報告していただきたいというように思います。

○答弁（水産課長） 12月10日現在、被害を受けたいかだの台数でございますが、46台でございます。そのうち全損、全部壊れて跡形もないような格好になっているのが12台で、あと残りは中破とか小破という格好になっております。漁場での整理はほぼ終わりましたが、いかだの補修、カキが落ちてしまった連の引き上げ等の作業が残っていますので、今月中旬以降ぐらいまでかかるだろうということで、一番のかき入れ時、忙しい時期に余分な作業といったら失礼なのですけれども、本来業務でない業務までせざるを得ない状況となっております。

そして、被害額でございますが、これは県としては掌握しておりません。

委員には前回のときに心配していただいたのですが、中国船籍の船が保険に入っているかどうかにつきましては、保険に加入していますということでございます。現に12月4日に保険会社の代理人が現地を見ております。今、被害を受けた漁協等と被害についての折衝をしている最中だと聞いております。

○要望（大井委員） きょうのカキの生産、出荷状況を見ても630円。生産コストからすると700円ぐらいがカキ業者にとってはメリットだが、それを割り切ると赤字になるというようなことも聞いております。できるかできないかわかりませんが、カキの中国船籍の被害については、かなり大きな額になると思われまので、県行政としてできる限りの援助をしていただきたい、そのところひとつよろしくお願い申し上げます。

○質疑（小島委員） 木材の供給体制について質問しますが、きのう本会議で木材の供給体制、特に中国木材と集出荷施設ということで質問がありまして、局長か

らおおむね順調という答弁がありました。それをもう少し詳しくお聞きしたいと思うのですが、要するに中国木材に乗りかかって供給体制の整備が進んでいるわけですが、今、集出荷施設と中国木材の併設する工場の建設スケジュールはどのようなになっているのか、まず教えてください。

○答弁（林業課長） ことし8月から木材集出荷施設の整備が進められて、着工しております。来年の3月には完成する予定でございます。

他方、中国木材の製材工場につきましては、稼働時期が来年8月ごろになると聞いておりますので、このため木材集出荷施設におきましては、来年6月ごろから木材の集出荷を開始する予定になるだろうということで、今、進めております。

○質疑（小島委員） 中国木材が、材を集めるのは、結局、3万立方メートルぐらいからスタートしようということらしいのですけれども、最終的にはどんどんふえてくるのでしょうか、例えば3万立方メートルというと、広島県内の山林の何ヘクタールぐらいを伐採していくのですか。

○答弁（林業課長） 県におきまして間伐を主体とした作業を考えておりまして、木材の供給につきましても、間伐で換算いたしますとヘクタール当たり50立方メートル程度でございます。それで計算しますと、3万立方メートルであれば600ヘクタールと、計算上はなります。

○質疑（小島委員） そうすると、毎年、毎年、3万立方メートルにしても、答弁があったように600ヘクタールです。これは、相当供給体制をきちんとしないと、心配な面があると思うのです。7月の委員会で、いわゆる原木流通協議会を立ち上げて、そこでだれがどのぐらいの量をつくり出すのか、伐採、搬出をするのかということをお話ししますということだったのですけれども、その今の進みぐあいというのはどうなっているのですか。

○答弁（林業課長） 民有林につきましては、県におきまして、平成18年度から小規模な所有形態にある森林の団地化と伐採や搬出作業の集約化・効率化を推進するなどの低コスト林業団地の取り組みを進めているところでございます。この取り組みを通じまして、森林組合等が森林所有者と長期施業受委託契約の締結を進めているところでございます。この低コスト林業団地の取り組みにつきましては、平成27年度までの目標値が5万ヘクタールとしております。これに対しまして、既に現時点で約4万ヘクタールの団地化を完了しているところでございます。

また、広島県原木流通協議会におきましては、国、県、市町、農林振興センター、もとの造林公社でございますけれども、それと森林組合などの林業経営者が構成員になっておりますので、この構成員で森林から積極的な木材生産を実施していただくよう協議を進めております。来年度の杉、ヒノキの木材生産量はおおむね順調に整いつつある状況でございます。

それから、今後につきましては、木材生産量を大幅に増大するためには、新たな林業労働者の確保が一番重要でございまして、これとともに高性能林業機械の導入、

機械のための路網の整備ということで3本柱を積極的に推進してまいりたいと思っております。

○質疑（小島委員） 4万ヘクタールで、机上では十分に木は、材はあるわけです。ただ、心配しますが、この委員会でも何度も答弁があるように、結局、林道網はどうするのか。今までの林道については非常にメーター単価が高いという中で、簡易な路網をつくるというのはやります。それも当然だけれども、それは果たして順調にいつているのかという問題と、それから、長年の木材施策の低迷によって、要するに作業員が本当にいるのですか。原木流通協議会の方ではいると言われるけれども、私が思うには果たして年間600ヘクタールが間に合うのだろうか。それだけ作業する人がいるのかということ懸念するのです。そこらは、今の原木流通協議会で審議されているようだけれども、それはそれでしっかり議論を進めていただきたいのです。

そこで、今回の補正にも出ていますけれども、ちょっとこの前、山の方で聞いてみると、いわゆる四国の製紙のチップ材について、山元が今は四国の方のチップへ出す方が高いのですということをおっしゃるのです。一方、山陰の方とかも、合板の方も虎視たんたと広島県の材をねらっているという話を聞くのです。ここに来て輸入材が減ってきて、国産材を振興しないといけない非常にいい流れです。いい方向なのだけれども、同時に山元に聞いてみると、チップの方が高いのです。しかも、合板が盛んにこっちに向いているという中で、主力木材は1立方メートルあたり幾らで買いますということが発表されているのかどうか。その発表がなくても、原木流通協議会は単々と、県のおっしゃるとおりに行くのか、それがちょっと心配かと思うのですが、今、そこらの価格等についてはどういうふうな議論になっているのですか。

○答弁（林業課長） 価格につきましては、集出荷施設を運営しますひろしま木材事業協同組合、加計さんが代表でありますけれども、ここにおいて価格等を検討していると聞いております。県の方へなかなかこの辺の情報が入ってこない状況でございますので、状況を団体に確認していきたいと考えております。

○質疑（小島委員） 今さっきの答弁も非常にあいまいもことしているのだけれども、この話は、間違いなく県が主導でここまで牽引してこられたと私は思うのです。それは広島県の木材を振興しようということで結構なことです。大変賛同しますけれども、果たして予定どおりになっているのかということが一点ある。同時に、心配するのは、今年度中に集出荷施設はできます。では、中国木材の工場は本当に来年8月にできるのか。中国木材は県に主導していただいたから工場も来年につくろうとした。さあ、工場をつくりました。ところが、材が集まりにくいとなったときに、中国木材が怒りはしないか、そうならないか、そうならないかと思っております。

だから、大変県も頭が痛いと思うけれども、これは十分に腹を据えて木材が集まるようにしないと、さっきも言っていましたけれども、企業が逃げる、撤退、何だ

これはとなったのでは、せっかくの林務のそうした構想は頓挫する。

昔、木材は広島県もしっかり振興していましたけれども、県の木材は長年非常に低迷していた。せっかくのチャンスですから、これをうまく本気で腹を据えてやってもらいたい。広島県内の集成材の一番大手の中国木材をよそへ逃がしてはいけない。それは県の農林水産局の失態になってはいけないと、僕はそう思うのです。だから、そこらをしっかり、みんなも注目していますから、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○答弁（農林整備部長） 委員御指摘のように、心配されているようでございますけれども、局長の答弁にもありましたが、集出荷施設、製材工場の方、それと供給体制については、おおむね順調にしているところでございます。去年の経緯から申しますと、ここまで異常なほど速いスピードで来ております。そういう意味では、4月のスタートとはいきませんけれども、6月ぐらいから集荷できるということは、おおむね順調にいくのではなかろうかというふうに思っています。

価格については、私ども県が、直接入っていくような世界ではございません。ただし、委員がおっしゃられるように、チップが高くなってきた、合板が高くなってきた、こういうふうには国産材について非常にいい風が吹いてきているところでございますので、森林所有者の方の視点からいけば、条件は非常によくなってきている。そういう意味では、中国木材にも頑張ってください、価格の設定というのは自然に決まっていくのではなかろうかというふうに思っているところでございます。

それと、御指摘のございました供給体制でございます。初年度、3万立方メートル、600ヘクタールの間伐は大変でございますが、現在でも切り捨て間伐で言えば、大体5,000ヘクタールはやっております。そういうところで、使えない、捨てておられた材、こういうところも入ってくることを考えれば、初年度についてはそんなに危機感を持っているような感じではおりません。ただ、30万立方メートルとかということになってくれば、これは本格的に間伐を推進していかなくてはならない。その中で大事なことは森林所有者に還元していくこと、こういう仕組みづくりが非常に大事でございます。そういう意味では、高性能機械を入れた近代的な作業システムと、委員から御指摘がございましたように路網の整備、基盤整備をこの段階でしっかりやっていくということが非常に大事でございますので、私どももこの生産体制の強化については、しっかり今後も引き続いてやっていきたいと考えているところでございます。

○要望（小島委員） 終わりますけれども、やはり集出荷施設で多額の補助金が入っていますので、机上の数字でいけば、材は確かにありますけれども、現実が伴うのかということが気になるので、これも県の主導でありますから、部長もいずれは転勤されるのでしょうから、転勤されるまでにきっちりそういう体制を整えてもらって、後は知らないでは困るので、ひとつよろしくお願ひします。

(7) 閉会 午前11時47分